

答申添付資料3

委員からの事前質問への回答

委員氏名	確認事項	回答
吉田 勉	<p>(1) 資料の「公告板への掲示」の部分で「規程、要綱、要領」は「担当課から提出された町長印が押印されている文書を総務課担当職員が公告板に掲示する」との手続きになっているが、第1回の委員会によれば、それどおりに実施しているものと思われる。</p> <p>一方、「条例・規則」については総務課担当職員が公告板に掲示していないということになると思われる。</p> <p>そうだとすれば、総務課担当職員は、担当課から町長印が押印された「規程、要綱、要領」の文書を掲示した際に、「条例・規則」も同様に掲示しなければならないのでは思うはずであるが、それに気づかなかった、あるいはそれを誤解していたことになるが、そのような理解でよいのか。また、そうだとすると、それに気づかなかった理由はどのようなことが考えられるか。</p>	<p>ご理解のとおり。</p> <p>総務課担当職員が条例、規則の公布手続きについて、理解していなかったことから、総務課担当職員が作成すべき「条例、規則」の公布文を作成していなかった。</p> <p>総務課担当職員が条例、規則の公布手続きを理解せず、「規程、要綱、要領」と「条例、規則」の手続きを結びつけて考えることをしなかったことが、主な理由である。</p>
	<p>(2) 資料の「例規データの更新」の部分で「例規データの更新については総務課担当職員が公布手続きの認識していなかったことから、議決日と同日に公布されたものとして更新されている」との説明があるが、これは「例規データの更新については、公布手続きの実施に関わりなく、総務課担当職員が(株)ぎょうせい(事業者)に送付したデータに基づき事業者が実施しているものである」という意味と理解してよいか。</p>	<p>ご理解のとおり。</p> <p>総務課担当職員が公布手続きの認識していなかったことから、総務課担当職員が議決日と同日に公布されたものとして、株式会社ぎょうせいに更新データを送付し、そのデータに基づき株式会社ぎょうせいが例規データを更新している。</p>
	<p>(3) 担当課から町長印が押印された「規程、要綱、要領」を受け取った総務課担当職員とそれを公告板に掲示する職員は同一の職員であるか。また、受け取ってからそれを確認して公告板に掲示するまでに当該書類が職員間(決裁権者まで)で供覧がなされると思われるが、その供覧の職員の範囲はどうなっているのか。</p>	<p>担当課から町長印が押印された「規程、要綱、要領」を受け取る総務課担当職員と公告板に掲示する職員は同一の職員である。</p> <p>町長が押印された「規程、要綱、要領」を担当職員が受領したら、公告板に掲示するのみで、総務課職員間で供覧はしていない。</p>
	<p>(4) 上記(3)において、この供覧の手続きに関与する職員は、関係者一覧の職員のなかでどのような流れになるのか、ご説明いただきたい。</p>	<p>(3)の回答のとおり、町長が押印された「規程、要綱、要領」を総務課担当職員が受領したら、公告板に掲示するのみで、職員間で供覧はしていない。</p>